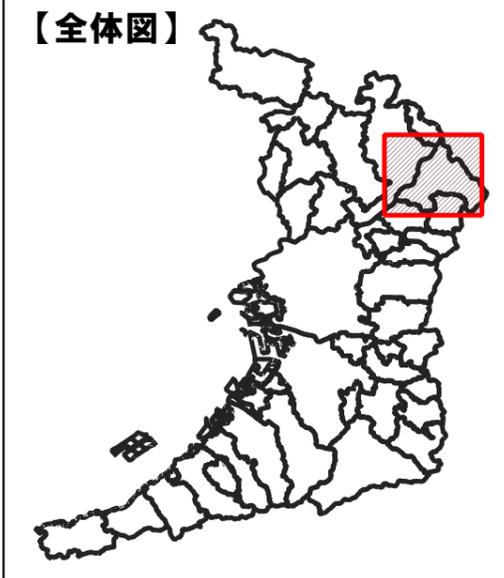
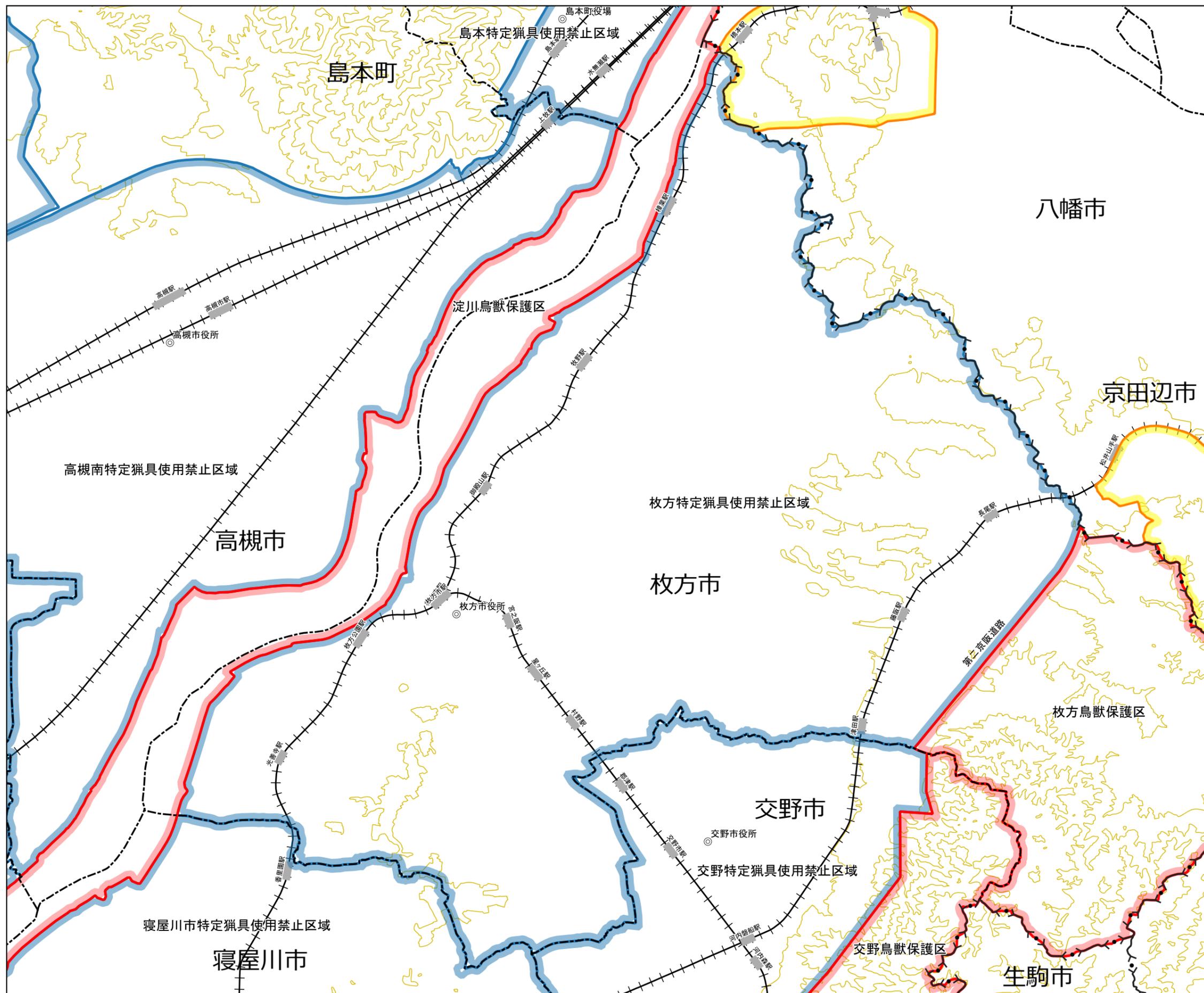


25 枚方特定猟具使用禁止区域

1:30000

0 500 1000 1500 2000 m



【凡例】

鳥獣保護区	
鳥獣保護区特別保護地区	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
鳥獣保護区(他府県)	

【指定区域】
 枚方市と京都府との境界線と淀川左岸の堤防との交点を起点とし、枚方市と京都府との境界線を経て第二京阪道路に至り、同所より第二京阪道路に沿って南進し、枚方市と交野市との境界線に至り、同所より枚方市と交野市との境界線を西進し、枚方市と寝屋川市との境界線を経て淀川左岸の堤防に至り、同所より淀川左岸の堤防を北進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。